

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関する基本方針

株式会社 RESPECT PAYMENT SERVICE（以下「当社」といいます。）は、資金移動業を営む金融事業者として、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融を防止することが、金融システムの健全性及び信頼性を維持するための重要な責務であると認識しています。

当社は、以下の基本方針に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融に係るリスクを適切に管理し、その防止に取り組みます。

1 基本姿勢

当社は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融への対策を、経営上の最重要課題の一つとして位置付けます。

当社は、商品・サービスが犯罪収益の移転、テロ活動への資金提供、大量破壊兵器等の拡散に関係する資金の移転その他の不正な目的に利用されることを防止します。

当社は、利用者の利便性に配慮しつつ、法令遵守及び金融システムの健全性の確保を優先し、必要な確認、取引制限その他の措置を講じます。

2 法令等の遵守

当社は、次に掲げる法令、指針その他の規範を遵守します。

- (1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律及び関係法令
- (2) 資金決済に関する法律及び関係法令
- (3) 外国為替及び外国貿易法及び関係法令
- (4) 国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法及び関係法令
- (5) 監督官庁が公表する監督指針及びガイドライン
- (6) 関係当局が公表する告示、要請及び注意喚起
- (7) その他当社の業務に適用される国内外の法令及び規則

当社は、法令、国際的な要請、犯罪手口及び外部環境の変化を継続的に把握し、必要に応じて管理態勢を見直します。

3 経営陣の関与

取締役会及び経営陣は、AML/CFT/CPF 管理態勢の整備及び有効性について責任を負います。

経営陣は、次に掲げる事項を実施します。

- (1) AML/CFT/CPF に関する基本方針及び重要な管理基準の承認
- (2) リスク評価及びリスク低減措置の確認
- (3) 統括責任者への必要な権限の付与
- (4) 必要な人員、予算、システム及び専門性の確保
- (5) 重要な事案及び管理上の問題に関する報告の受領
- (6) 監査、検証及び改善状況の確認
- (7) その他管理態勢の実効性確保に必要な措置

4 管理態勢

当社は、AML/CFT/CPF 対策を統括する責任者を定め、各部門の役割及び責任を明確にします。

当社は、次に掲げる三線管理により、実効的な管理態勢を構築します。

(1) 第一線

顧客対応、送金、資金管理その他の業務を担当する部門が、日常業務における本人確認、顧客管理、取引確認、異常の検知及び報告を行います。

(2) 第二線

コンプライアンス担当部門が、リスク評価、管理基準、取引審査、モニタリング、助言、牽制及び改善管理を行います。

(3) 第三線

内部監査部門が、第一線及び第二線から独立した立場で、管理態勢の整備状況及び運用状況を監査します。

5 リスクベース・アプローチ

当社は、リスクベース・アプローチに基づき、自らが直面するマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクを特定し、評価し、低減します。

リスクの特定及び評価に当たっては、少なくとも次に掲げる事項を考慮します。

- (1) 当社の商品及びサービス
- (2) 取扱国及び地域
- (3) 利用者の属性、職業、事業内容及び在留状況
- (4) 送金目的及び資金原資
- (5) 受取人との関係
- (6) 取引金額、回数、頻度及び取引形態
- (7) 受取方法及び入金方法
- (8) 海外提携先、金融機関及び外部委託先
- (9) 非対面取引、システム及び新たな技術
- (10) 過去の疑わしい取引、事故、警察照会及び監査結果
- (11) 国内外のリスク評価、注意喚起及び犯罪動向
- (12) その他リスクの特定及び評価に必要な事項

当社は、評価したリスクの程度に応じて、必要な顧客管理、取引確認、取引制限その他の低減措置を講じます。

6 顧客管理

当社は、関係法令及び社内基準に基づき、利用者の本人確認及び取引時確認を適切に実施します。

当社は、利用者について、必要に応じて次に掲げる事項を確認します。

- (1) 氏名、住所、生年月日その他の本人特定事項
- (2) 職業又は事業内容
- (3) 取引目的

- (4) 資金原資
- (5) 送金先国又は地域
- (6) 受取人及び利用者との関係
- (7) 実質的支配者、代表者及び代理人
- (8) その他顧客リスクの把握に必要な事項

当社は、取引関係の継続中も、利用者情報及び取引状況をリスクに応じて継続的に確認し、必要に応じて情報の更新及び追加確認を行います。

7 高リスク顧客及び高リスク取引

当社は、顧客、国・地域、商品、取引形態その他の要素により高いリスクが認められる場合、強化された顧客管理を実施します。

強化された顧客管理には、必要に応じて次に掲げる措置を含みます。

- (1) 本人確認情報及び顧客情報の追加確認
- (2) 送金目的及び取引背景の詳細確認
- (3) 資金原資又は財産状況の確認
- (4) 受取人との関係の確認
- (5) 上位責任者による承認
- (6) 取引頻度及び取引金額の制限
- (7) 継続的なモニタリングの強化
- (8) その他リスクを適切に低減するための措置

必要な確認を完了できない場合、当社は、顧客登録又は取引を保留し、制限し、又は謝絶することがあります。

8 経済制裁及び制裁対象者の確認

当社は、利用者、受取人、取引関係者、海外提携先及び外部委託先について、関係当局その他の信頼できる情報源に基づくスクリーニングを実施します。

スクリーニングに当たっては、必要に応じて次に掲げる情報を使用します。

- (1) 正式な氏名又は名称
- (2) アルファベットその他の外国語表記
- (3) 通称名、別名及び旧名
- (4) 屋号その他の名称
- (5) 生年月日又は設立日
- (6) 国籍、所在地及び住所
- (7) その他同一性の判定に必要な情報

制裁対象者への該当又はその疑いを認識した場合、当社は、取引を停止し、追加確認及び必要な法令上の対応を行います。

9 取引モニタリング

当社は、利用者の属性、取引目的、過去の取引状況その他の情報に照らし、不審又は異常な取引を検知するため、取引モニタリングを実施します。

当社は、必要に応じて次に掲げる取引について追加確認を行います。

- (1) 利用者の属性又は収入に照らして高額な取引
- (2) 短期間に反復する取引
- (3) 多数の受取人又は複数国への送金
- (4) 説明された送金目的と整合しない取引
- (5) 第三者からの入金又は第三者のために行われる疑いのある取引
- (6) 高リスクの国又は地域に関する取引
- (7) 通常の利用状況と著しく異なる取引
- (8) その他不審又は異常な取引

10 取引の保留、制限及び謝絶

当社は、本人確認、顧客情報、送金目的、資金原資、受取人情報、経済制裁その他の確認が必要な場合、取引を一時的に保留することがあります。

当社は、次に掲げる場合、取引関係の開始又は継続を拒否し、取引を制限し、又は送金を謝絶することがあります。

- (1) 法令上必要な確認を完了できない場合
- (2) 利用者が必要な情報又は資料を提出しない場合
- (3) 提出された情報又は資料に虚偽、偽造又は重大な不一致がある場合
- (4) 制裁対象者又は規制対象取引に該当する場合
- (5) 犯罪収益の移転、テロ資金供与又は拡散金融に利用されるおそれがある場合
- (6) 当社の利用規約又は管理基準に違反する場合
- (7) その他当社が取引を行うことが適切でないと判断した場合

11 疑わしい取引の届出

当社は、取引の内容、利用者の属性、取引目的、資金原資その他の事情を踏まえ、疑わしい取引に該当する可能性がある取引を適切に検討します。

疑わしい取引に該当すると判断した場合は、関係法令に基づき、所管行政庁へ届出を行います。

当社は、疑わしい取引の届出を行った事実及び届出を検討している事実を、利用者その他の関係者へ開示しません。

12 海外提携先及び外部委託先の管理

当社は、海外提携先及び外部委託先について、契約開始前及び契約継続中に、必要な調査及び評価を行います。

当社は、提携先又は委託先について、必要に応じて次に掲げる事項を確認します。

- (1) 許認可及び法令遵守状況

- (2) AML/CFT/CPF 管理態勢
- (3) 経済制裁への対応
- (4) 本人確認及び取引モニタリング
- (5) 事故、不正及び当局処分状況
- (6) 情報セキュリティ及び個人情報保護
- (7) 再委託
- (8) 記録保存及び監査への協力
- (9) その他提携又は委託の適切性を判断するために必要な事項

当社は、業務を外部へ委託した場合も、AML/CFT/CPF 対策に関する最終的な管理責任を負います。

13 役職員の適格性

当社は、AML/CFT/CPF 対策に係る役職員について、必要な知識、経験及び適格性を確保します。

当社は、役職員による内部不正、情報の不適切な利用、確認手続の形骸化その他のリスクを防止するため、職務分離、アクセス権限管理、承認、点検その他の措置を講じます。

14 教育及び研修

当社は、役職員に対し、入社時及び継続的に、次に掲げる事項について教育及び研修を実施します。

- (1) マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融の基礎
- (2) 関係法令及び社内規程
- (3) 本人確認及び顧客管理
- (4) 経済制裁及び外為法上の確認
- (5) 取引モニタリング及び取引保留
- (6) 疑わしい取引の届出
- (7) 不正利用及び犯罪手口
- (8) 記録保存及び秘密保持
- (9) その他担当業務に必要な事項

当社は、研修の実施記録を保存し、必要に応じて理解度及び実務への定着状況を確認します。

15 記録の作成及び保存

当社は、関係法令及び社内規程に基づき、次に掲げる記録を適切に作成し、保存します。

- (1) 本人確認及び顧客管理の記録
- (2) 顧客リスク評価の記録
- (3) 取引及び送金に関する記録
- (4) 経済制裁及びスクリーニングの記録
- (5) 取引モニタリング及びアラート対応の記録
- (6) 取引保留、解除及び謝絶の記録

- (7) 疑わしい取引の検討及び届出の記録
- (8) 海外提携先及び外部委託先の管理記録
- (9) 教育、監査及び改善の記録
- (10) その他 AML/CFT/CPF 対策を証する記録

16 内部監査

内部監査部門は、業務執行部門及びコンプライアンス担当部門から独立した立場で、AML/CFT/CPF 管理態勢の有効性を監査します。

内部監査では、規程及び手順の整備状況だけでなく、顧客管理、取引確認、モニタリング、疑わしい取引の届出、経済制裁、教育及び改善措置が実際に機能しているかを検証します。

監査で認められた不備については、責任者及び期限を定めて改善し、その有効性を確認します。

17 管理態勢の検証及び改善

当社は、法令改正、リスク評価、取引状況、疑わしい取引、事故、監査結果、犯罪手口及び外部環境の変化を踏まえ、AML/CFT/CPF 管理態勢の有効性を定期的に検証します。

当社は、検証の結果、改善が必要と認められた場合、規程、手順、システム、研修、要員配置その他の管理態勢を速やかに見直します。

18 関係当局等との連携

当社は、監督官庁、警察、捜査機関その他の関係機関から適法な照会又は要請を受けた場合、法令に従って適切に対応します。

当社は、金融機関、資金移動業者、海外提携先その他の関係事業者と、法令及び情報管理上許容される範囲で連携し、犯罪及び不正利用の防止に努めます。

19 本方針の公表

当社は、本方針を当社の Web サイトその他適切な方法により公表します。

20 本方針の改定

本方針の制定、重要な改定及び廃止は、取締役会の承認を得て行います。

法令又は本方針の趣旨を変更しない字句修正、法令名の更新その他の軽微な変更は、代表取締役又はコンプライアンス担当責任者の承認により行うことができます。

21 旧方針の取扱い

本方針の施行に伴い、旧 20-4「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止のための基本方針」は、本方針の施行日をもって廃止します。

旧方針は、改訂記録及び新旧対応資料とともに保存します。

制定・改訂履歴

制定 2017 年 1 月 11 日

改訂 2026 年 3 月 31 日

統合改訂 2026 年 7 月 21 日